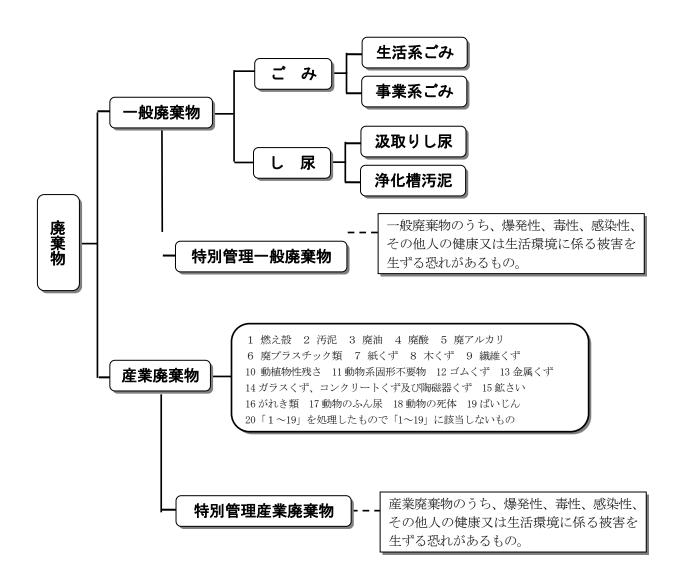
4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、次のように産業廃棄物の 種類を定めています。

		種類	適用	業種 指定				
	1	燃え殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ					
	2	汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥 、建設工事汚泥等					
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等					
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液					
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液					
産	6	廃プラスチック類	ック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物					
	7	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	1 ''				
業	8	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製造業)、また、					
			業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために					
	0	444 AU 2 12	使用したパレット等	+				
	9	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品	有				
廃	10	和杜林此此本之	製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	+				
		動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有有				
		動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	1月				
		ゴムくず	天然ゴムくずのみ					
棄	-		鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等 ボニスとボースとなり、ファボースとは、アケボースを使った際で、水管ファボルフェル・アケボースとは、アケボースとはとボースを					
	14	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず 、廃石膏等					
	15		高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等					
物	16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等					
19)	17	動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有				
	18	動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有				
	19	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定					
			する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじんで、集じん					
			施設によって集められたもの					
	20	上記に掲げる産業廃棄						
	輸入	された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物					
	廃	油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類					
特	廃	酸	水素イオン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸					
別	廃	廃 ア ル カ リ 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ						
		性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等					
理	特	特 廃ポリ塩化ビフェニル 廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ						
産	定	定 等、ポリ塩化ビフェニル くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、オ						
業	有	有 汚染物 フェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類						
廃	害 ポリ塩化ビフェニル 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定め							
	産							
物	業							
	廃		機又は集じん機で集められた石綿等					
	棄	その他の有害産業廃	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質	が環境省				
	物	棄物	令で定める判定基準に適合しないもの					

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するものです。 (ただし、廃石綿等を除く。)

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況(平成20年4月1日現在)

定額制	指定	袋制	料金徴収·指定袋	
料金徴収	処理料金上乗せ	袋代のみ	共になし	
有	「料化あり	有料化な	:1	
香取市(旧小見川町・旧山田町)東庄町 御宿町	銚子市 館山市 木更津市市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 東海市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 香取市(旧 佐原市) 酒々井町 印旛村 本埜村 大網白里町	松戸市 流山市 我孫子市	

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績(18・19年度)

ア. 中間処理 (単位: t)

種類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
	燃え殻	61, 090	71, 642	22, 173	19, 235	83, 264	90, 877
	汚泥	607, 936	727, 840	1, 226, 301	1, 058, 966	1, 834, 237	1, 786, 806
	うち建設汚泥	414, 746	463, 861	911, 677	878, 502	1, 326, 422	1, 342, 363
	廃油	98, 641	93, 369	83, 868	77, 981	182, 510	171, 349
	廃酸	47, 188	53, 045	15, 921	14, 719	63, 109	67, 764
	廃アルカリ	46, 762	43, 329	10, 774	12, 347	57, 536	55, 676
	廃プラスチック類	155, 342	158, 114	119, 162	107, 706	274, 503	265, 820
	紙くず	41, 690	34, 704	19, 868	21, 141	61, 557	55, 845
	木くず	302, 442	300, 445	201, 722	222, 683	504, 164	523, 128
産	繊維くず	6, 768	6, 466	2, 749	3, 611	9, 517	10, 078
産業廃棄物	動植物性残渣	27, 683	29, 875	38, 353	42, 190	66, 036	72, 066
棄	がれき類	3, 382, 765	3, 228, 394	1, 142, 715	1, 021, 002	4, 525, 480	4, 249, 396
490	金属くず	75, 761	488, 312	45, 548	49, 045	121, 309	537, 357
	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず	232, 972	207, 287	111, 019	146, 515	343, 991	353, 801
	鉱さい	4, 643	988	95, 515	2, 161	100, 157	3, 149
	ゴムくず	1,710	2	10, 857	1	12, 568	2
	ばいじん	4, 782	22, 499	29, 575	61, 545	34, 357	84, 044
	動物の死体	319	21	0	0	319	21
	動物系固形不要物	0	4	37	55	37	59
	家畜ふん尿等	867	1,018	0	0	867	1, 018
	小計	5, 099, 362	5, 467, 355	3, 176, 156	2860, 901	8, 275, 518	8, 328, 257
	廃油	15, 552	14, 654	13, 554	12, 764	29, 106	27, 418
產特	廃酸	14, 803	14, 074	21, 194	21, 940	35, 997	36, 014
業廃	廃アルカリ	21, 512	23, 933	1, 696	2, 304	23, 208	26, 237
産業廃棄物	感染性産業廃棄物	10, 279	86, 244	9, 993	74, 090	20, 271	160, 334
物工	特定有害廃棄物	964	583	4, 697	1, 229	5, 661	1, 812
	小計	63, 110	139, 488	51, 134	112, 328	114, 244	251, 815
	合 計	5, 162, 473	6, 070, 704	3, 227, 289	3, 851, 731	8, 389, 762	9, 922, 435
県	内・県外の割合(%)	61. 5	61. 2	38. 5	38.8	100.0	100.0

⁽注) 千葉市、船橋市分を含む

イ. 最終処分 (単位: t)

種類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
	燃え殻	25, 641	25, 120	6, 154	9, 419	31, 795	34, 539
	汚泥	199, 299	215, 785	38, 242	6, 767	237, 541	222, 552
	うち建設汚泥	1, 548	0	306	0	1, 854	0
	廃プラスチック類	37, 055	35, 548	20, 839	21, 272	57, 894	56, 819
	木くず	1,002	740	193	298	1, 195	1, 038
	動植物性残渣	87	5	0	0	87	5
産	ゴムくず	302	1, 781	48	39	349	1,820
業 廃	金属くず	6, 270	6, 924	1, 720	2, 385	7, 989	9, 309
産業廃棄物	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず	81, 508	71, 831	48, 560	33, 254	130, 068	105, 085
	がれき類	47, 945	44, 906	19, 789	17, 586	67, 735	62, 492
	鉱さい	4, 765	3, 974	160	2, 564	4, 925	6, 538
	ばいじん	93, 601	61, 453	1, 553	3, 519	95, 154	64, 972
	その他	3, 246	2, 628	3, 058	7, 574	6, 304	10, 202
	小計	500, 720	470, 696	140, 315	104, 676	641, 035	575, 371
特別管	理産業廃棄物(廃石綿等)	850	379	204	47	1,054	426
	合 計	501, 570	471, 974	140, 519	104, 723	642, 089	575, 798
県	内・県外の割合(%)	78. 1	81.8	21. 9	18. 2	100.0	100

(注) 千葉市、船橋市分を含む

(5) **廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況**(平成21年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
	汚泥の脱水施設	62	13	75
	汚泥の乾燥施設 (機械乾燥)	7	3	10
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	2	0	2
	汚泥の焼却施設	8	26	34
	廃油の油水分離施設	3	11	14
	廃油の焼却施設	10	25	35
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	5	6
	廃プラスチック類の破砕施設	0	62	62
	廃プラスチック類の焼却施設	12	26	38
中間処理施設	木くず又はがれき類の破砕施設	35	180	215
十月次多子が成く	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	1	2
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩 化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解 施設	3	0	3
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗 浄施設又は分離施設	2	0	2
	木くず等の焼却施設	9	35	44
	合計	155	387	542
	安定型	2	15	17
最終処分場	管理型	8	8	16
取於從刀場	遮断型	1	0	1
(注) 1 工才	合計	11	23	34

- (注) 1. 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含む。 2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。 3. 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数